

令和2年10月

研究活動に係る不正行為等の告発・相談窓口について

公的研究費を適正に執行するために

本学では、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2014年2月18日改正）に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、適正な運営・管理を行うように努めてまいります。

公的研究費を適正に執行する体制

公的研究費の適正な執行のために、学長を最高管理責任者とし、副学長が統括管理責任者として、適正な執行が行われているかをチェックする体制となっています。統括管理責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進責任者に指示を与え、任務を遂行します。コンプライアンス推進責任者には、法人部長、国際言語平和研究所長が当たります。適正な執行を実質的に管理しているのは、国際言語平和研究所であり、研究科長・学部長・キャリア英語科長と連携を図りながら、適正な研究費の執行に努めています。

不正行為等の相談・告発

本学では、「研究活動における不正行為の防止及び対応等に関する規程」「公的研究費における不正使用の防止及び対応等に関する規程」を定め、不正行為等に係る情報を国際言語平和研究所事務室で受け付けています。相談・告発は、文書、電子メール、FAX、電話、面会等により受け付けます。情報は、正確に掌握し迅速に対応するため、原則実名で、不正の様態等を明らかにし、根拠も明示してください。（告発者は、告発により不利益な扱いを受けることはありません。）

なお、告発が悪意によるものと判明した際には、告発者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発等を行う場合があります。

【告発・相談窓口】

受付場所：国際言語平和研究所 事務室（11号館2F）

受付時間：9：00～17：00（土日祝日を除く）

郵送先：〒615-8558 京都市右京区西院笠目町6 京都外国語大学 国際言語平和研究所

TEL：075-322-6054

FAX：075-322-6245

E-mail：gengo@kufs.ac.jp